

2 環 改 化 第 775 号
令和 3 年 3 月 22 日

各区市町村環境・公害主管課長 様

東京都環境局環境改善部
土壌地下水汚染対策担当課長
田中 利和
(公 印 省 略)

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の
一部改正について（通知）

日頃より、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「条例」という。）第 116 条に基づく土壌汚染対策に御尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

標記の件について、土壌汚染対策法施行規則の改正によりカドミウム及びその化合物並びにトリクロロエチレンに係る基準が見直されたことに伴い、令和 2 年 12 月 25 日付にて条例施行規則の一部改正について公布しました。つきましては、上記改正に伴う条例の運用の方針について、別紙のとおり取りまとめましたので、各区市における事務においてご活用いただきますよう、お願いいたします。

本件については、環境局ホームページに掲載いたします。

また、別添の資料について、御活用ください。

別添資料

- 別添 1 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則新旧対照表
- 別添 2 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則別表十二・十二の二・十二の三（改正後）

（担当）

東京都環境局環境改善部化学物質対策課
土壌地下水汚染対策担当 黒瀬・深町・長沼
電話（直通）03-5388-3467

カドミウム等の基準見直しに伴う条例の運用について

第1 改正の概要

1 施行規則等の改正理由

- 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「条例」という。）に係る汚染土壌処理基準等については、土壌汚染対策法（以下「法」という。）との整合を図るため、法に準拠して定めている。
- 令和2年4月に、法施行規則のカドミウム及びその化合物並びにトリクロロエチレン（以下「カドミウム等」という。）の基準が改正（令和3年4月1日施行）されたことから、令和2年12月に条例施行規則の一部を改正した。

2 改正内容

	カドミウム及びその化合物		トリクロロエチレン	
	改正前	改正後	改正前	改正後
汚染土壌処理基準 （含有量）（mg/kg）	150	45	—	—
汚染土壌処理基準 （溶出量）（mg/L）	0.01	0.003	0.03	0.01
第二溶出量基準 （mg/L）	0.3	0.09	0.3	0.1
地下水基準（mg/L）	0.01	0.003	0.03	0.01

3 改正規則等施行までの経過

令和2年4月2日 【国】土壌環境基準告示

土壌汚染対策法施行規則改正省令公布

令和2年12月25日 【都】条例施行規則改正公布

令和3年4月1日 【国】【都】改正法令・改正条例施行規則の施行

4 条例施行規則等改正の影響を受ける都内の事業所等

- カドミウム及びその化合物は、めっきや合金・電池の原料として使用される。
- トリクロロエチレンは、テトラクロロエチレンを成分とするクリーニング溶剤が土壌中で分解して生成するほか、めっき業等の金属洗浄剤として使用される。
- このため、上記物質を取り扱った事業場の廃止時や、事業場の跡地で工事等を行う場合において、汚染状況調査を実施する際に、改正後の基準を適用し汚染状態を評価する必要がある。

第2 経過措置

1 基本的な考え方

調査結果の評価及び対策の完了要件に適用される基準については、条項毎に以下のとおり整理した。

(1) 条例第114条関係

第114条第1項による指示を受けた日が令和3年3月31日以前（以下「施行日前」という。）の場合、改正前の基準が適用される。

(2) 条例第115条関係

第115条第1項による要請を受けた日が施行日前の場合、改正前の基準が適用される。

(3) 条例第116条関係

ア 工場又は指定作業場を廃止した日が施行日前の場合、改正前の基準が適用される。ただし、第116条第1項ただし書による知事の確認を受け、調査の実施を猶予していた場合において、施行日後に当該確認を取り消された場合は、改正後の基準が適用される。

イ 施設等の除却に伴う汚染状況調査結果の報告日が施行日前の場合、改正前の基準が適用される。

ウ 第116条第9項に規定する土地譲受者及び第116条第11項の規定に基づき調査等を行う土地の所有者等については、当該土地における第116条第1項の義務者に適用された基準が適用される。

(4) 条例第116条の2関係

条例第116条の2第1項の汚染状況調査の報告日が施行日前の場合、改正前の基準が適用される。

(5) 条例第116条の3関係

条例第116条の3において「土壌の特定有害物質の濃度が汚染土壌処理基準を超えている」とは、当初の契機となった調査等の時点において前述の評価を受けたことを指す。

(6) 条例第117条関係

条例第117条第2項の汚染状況調査の報告日が施行日前の場合、改正前の基準が適用される。

2 施行日前に調査の省略をした報告書を提出していた土地

前項の規定にかかわらず、施行日前に東京都土壤汚染対策指針第3-2(11)ア、ウ又はエの規定に基づく調査の省略をした事項を、令和3年4月1日以降（以下「施行日後」という。）に追完する場合、追完した事項に係る調査結果の評価及び対策の完了要件は、改正後の基準が適用される。

3 搬出

カドミウム等の基準超過確認されている土壤を施行日後に搬出する場合は、当該土壤について、改正後の基準で汚染の状態を評価することとする。例えば、改正前の基準では第二溶出量基準に適合しているが、改正後の第二溶出量基準を超過した土壤については、施行日後に搬出するものについて、第二溶出量基準を超過した土壤として取り扱うこととなる。

4 処理

施行日後に搬出されたカドミウム等による基準超過土壤を処理する場合は、改正後の基準を超過した土壤を処理可能な汚染土壤処理施設において処理する必要がある。一方、施行日前に搬出された当該土壤を処理する場合は、改正前の基準を超過した土壤を処理可能な汚染土壤処理業の許可を受けた事業者の施設において処理することができる。

5 施行日前に調査又は措置を実施し、改正前の基準に適合していることが確認された土地において、改正後の基準を超過した土壤が存在する場合

（1）要対策区域、地下水汚染拡大防止区域に該当する場合の措置の再実施の要請

施行日前にカドミウム等を対象に、汚染状況調査又は対策を実施し、改正前の基準を超過したことにより要対策区域または地下水汚染拡大防止区域に設定され、その後措置の実施により改正前の基準に適合し当該区域の設定がなくなった土地について、基準が見直されたこと等を理由に当該措置の再実施を求めないこととする。

（2）新たな調査契機が発生した場合の汚染状況の評価

改正前の基準を適用し、カドミウム等を対象に、汚染状況調査又は汚染の除去等の措置を実施し改正前の基準に適合していることが確認された土地について、新たな調査契機が生じ、改正前の基準に適合しており、改正後の基準を超過している土壤が確認された場合は、過去の調査結果又は措置後の確認結果により、汚染の有無を評価することとする。ただし、改正前の基準に適合しており、改正後の基準を超過している場合、掘削、地下水揚水等又は分解（トリクロロエチレン）により汚染状態が変化する可能性を勘案して、新たな調査契機において必要な試料

採取等を行い、汚染の有無を再評価することができる。この試料採取等は、トリクロロエチレンについては分解生成物も対象とする。

また、土壌の汚染状態が改正後の基準に適合しているか不明である場合は、新たな調査契機において必要な試料採取等を行い、汚染の有無を再評価することとする。

6 都通知により調査を猶予していた土地

「環境確保条例第 116 条の土壌汚染状況調査の猶予措置について（方針）」（平成 16 年 9 月 16 日付 16 環改有第 305 号）及び「環境確保条例第 116 条の土壌汚染状況調査の猶予措置について」（平成 22 年 2 月 22 日付 21 環改化第 669 号）により調査を猶予していた土地については、猶予の取り消しの時期によらず、猶予措置を受けた当時の規定に基づき指導を行う。ただし、改正後の基準を適用し報告することについて妨げるものではない。

7 複数の調査契機が適用される土地について

法と条例、または条例の各条項等、複数の調査契機が適用される土地について、それぞれに異なる基準が適用される場合があることに留意されたい。例えば、施行日前に第 116 条第 1 項の調査を実施した土地において、施行日後に第 117 条の調査契機が発生した場合や、施行日後に都通知による調査の猶予と法第 3 条ただし書きによる調査の猶予の両者を取り消した場合などがある。